

(案)

魚津市国土強靱化地域計画



令和8年 月
魚 津 市

【目次】

はじめに	1
第1章 計画策定の趣旨、位置付け	2
1 計画の策定趣旨	2
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2
第2章 国土強靱化の基本的な考え方	3
1 目標・方針の策定プロセス	3
2 魚津市の地域特性	4
3 基本目標	16
4 事前に備えるべき目標	16
5 基本的な方針（5本柱）	16
第3章 脆弱性評価	17
1 「起きてはならない最悪の事態」の設定	17
2 施策分野の設定	17
3 脆弱性評価の実施手順	18
4 脆弱性評価	20
5 評価結果の主なポイント	20
第4章 国土強靱化の推進方針	22
1 あらゆる自災害に対然し、直接死を最大限防ぐ	22
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	34
3 必要不可欠な行政機能は確保する	42
4 経済活動を機能不全に陥らせない	43
5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	47
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	49
7 重要業績指標一覧表	52
第5章 計画の推進と見直し	53
1 推進方針の重点化	53
2 国土強靱化推進のための施策とPDCAサイクル	53
3 計画の見直し	53

はじめに

わが国では阪神・淡路大震災や東日本大震災、能登半島地震等の地震災害、室戸台風、伊勢湾台風に代表される台風災害など、国土の地理的・気象的な特徴により、これまで数多くの大規模自然災害に見舞われ、その都度、長い時間をかけて復旧・復興を遂げてきた。

本市においても、昭和31年（1956年）の魚津大火、昭和38年（1963年）の38豪雪、昭和56年（1981年）の56豪雪などの豪雪災害、平成26年（2014年）7月に発生した豪雨災害などを踏まえ、地域防災計画の見直しや洪水ハザードマップを作成するなど、防災・減災に向けた取組を継続的に行ってきた。

このような状況を鑑み、国において、平成25年（2013年）12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号。以下「基本法」という。）」が公布・施行され、大規模自然災害に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、災害に負けない強さと迅速に回復するしなやかさを併せて持つ国づくり（国土強靱化）に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められた。また、基本法に基づき、国土の強靱化に関する国々の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を平成26年（2014年）6月に策定し、強靱な国づくりを進めていくこととしている。

一方、国土強靱化を実効あるものとするためには、国における取り組みのみならず、地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠であり、国と地方が一体となって強靱化への取り組みを推進していくことが重要である。

以上のことから、本市は、国の基本計画並びに富山県国土強靱化地域計画（令和7年（2025年）3月策定。以下「県地域計画」という。）との調和及び魚津市総合計画などの計画との整合を図りながら、市民の生命と財産を守り、安全で安心な地域社会の構築に向け、魚津市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）を令和3年3月に策定したところであるが、策定から5年目を迎えたことに加え、基本計画の変更や県地域計画が改訂されたことから、本計画を改定し令和8年（2026年）度から新たな地域計画のもと、国土強靱化に取り組んでいくこととする。

第1章 計画策定の趣旨、位置付け

1 計画の策定趣旨

基本法第13条で、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針になるべきものとして定めることができる。」と規定している。

本計画は、この規定に基づき、どのような自然災害が起こっても機能不全に陥らず、強靱な魚津市を作り上げるために策定するものである。

2 計画の位置付け

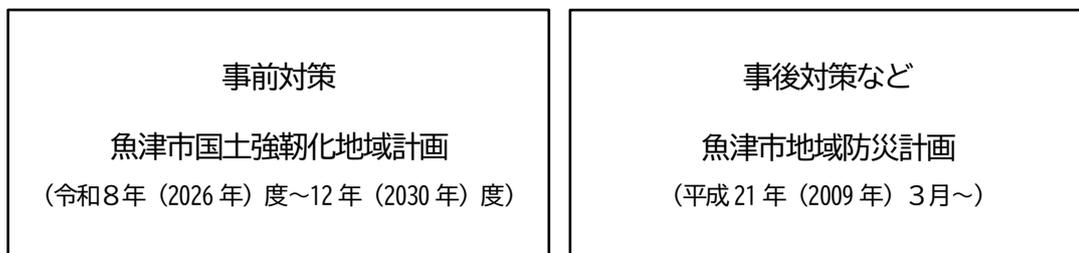
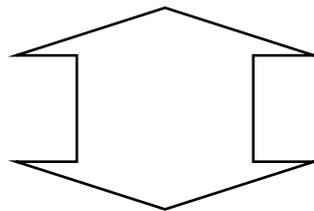
本計画は、基本計画及び県地域計画との調和を図りながら、本市における強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものである。

そのため、本計画は、魚津市総合計画などの計画との整合を図りながら、各分野別計画の指針となるものである。

3 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和8年（2026年）度から概ね5年間とする。

ともにつくる 未来につなぐ 人と自然が輝くまち魚津
第5次魚津市総合計画（令和3年（2021年）度～12年（2030年）度）



第2章 国土強靱化の基本的な考え方

1 目標・方針の策定プロセス

本計画で定める国土強靱化の目標・方針は、以下の検討プロセスを経て策定した。

策定に当たっては、関係機関等で構成する「魚津市国土強靱化地域計画検討委員会」において検討を行った。

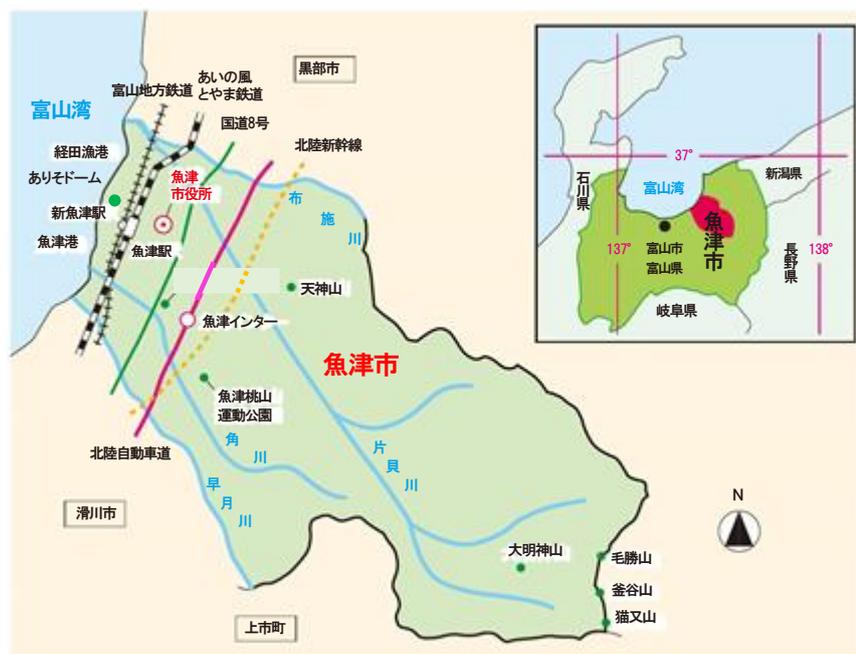


図1 策定のプロセス

2 魚津市の地域特性

(1) 地形的特性

本市は、富山県の東部に位置し、富山市から東へ25kmの距離にあり、総面積は、200.61km²である。北東は布施川を境に黒部市と、南西は早月川を隔てて滑川市・上市町と接している。北西には富山湾が広がり、南東部は、最大標高2,415m（毛勝三山）に達する山岳地帯で、北アルプスに連なっている。これらの山々を源として、片貝川、布施川、早月川や角川などの河川が、市内を潤しながら富山湾に注いでいる。市域の約70%が標高200m以上の急勾配な山地で占められ、台地から平坦地、海岸へとおだやかな斜面を形成している。海岸線は比較的平坦で、その延長は約8kmだが、海中では、海底が急傾斜となり深層まで落ち込んでいる。

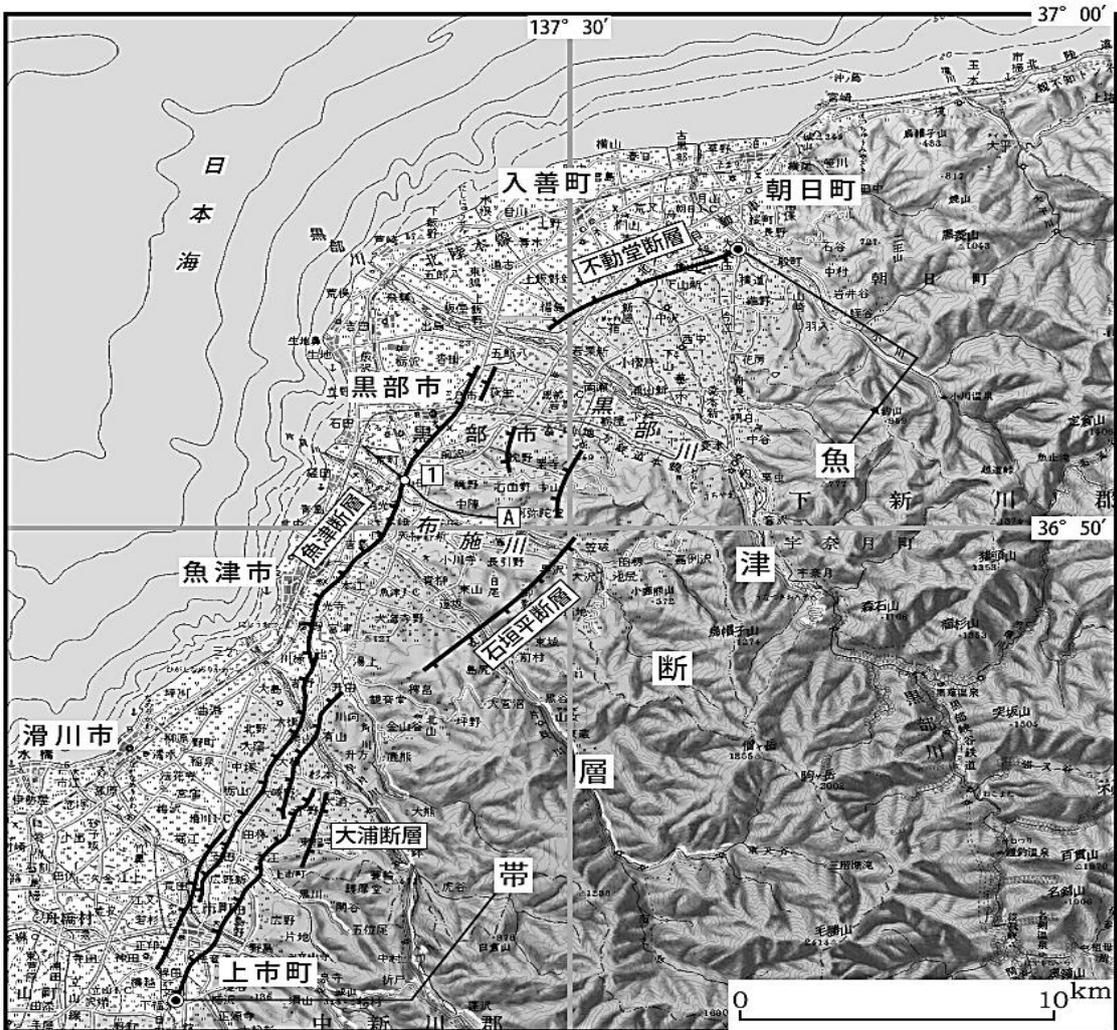


また、朝日町、入善町、黒部市、魚津市、滑川市を経て、上市町に至る全長32 kmにわたる断層帯が魚津市を北北東-南南西に横断しており、魚津断層帯と呼ばれている。

政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会の「魚津断層帯の長期評価（平成19年5月）」によれば、魚津断層帯が一度に活動した場合、朝日町から立山町及び富山市北部にかけて震度6弱の強い揺れに見舞われると報告されている。

魚津断層帯の調査については、平成17年度にP波反射法地震探査やボーリング調査、平成25年度に富山地域海陸統合反射法調査（陸域区間は、入善町の海岸を起点とし黒部市内山に至る陸上の15km区間、海域区間は、入善町の海岸を基点に15km）が行われているが、その中央部における地表変形に対応する地下の断層面が確認できていないことから、さらなる探査が必要である。

魚津断層帯等の位置図



(2) 本市の沿革

本市の歴史は、後期旧石器時代中期（約24,000～20,000年前）、上中島の上野地区にある早月上野に始まる。

南北朝時代には松倉城が築かれ、室町時代末までには、松倉城郭群と呼ばれる各支城が築かれるとともに、松倉金山などからの金の産出が行われた。江戸時代初めは魚津城代が置かれ、魚津城廃城後には魚津郡代が新川一円を統治し、経済文化の中心地として繁栄した。

明治時代の廃藩置県の後、短期間ではあったものの、新川県の県庁が当時の魚津町に置かれた。その後、石川県に吸収合併され、さらに分離して富山県となった後も下新川郡役所が置かれ、魚津は新川地域の政治と産業の中心であった。

明治時代や大正時代には、幾度となく米を求めた騒動が起こり、その中でも、米価高騰に苦しんでいた漁師の主婦ら数十人が、米の積み出しをやめるよう要求した大正7年（1918年）の「魚津の米騒動」は全国に広がり、時の内閣は総辞職に追い込まれ、日本初の本格的な政党内閣誕生の契機となった。

昭和27年（1952年）4月1日に1町11か村が合併し、魚津市として新たな一歩を踏み出した。しかし、同年の7月の大水害をはじめ、昭和31年（1956年）9月の魚津大火、昭和38年（1963年）及び56年（1981年）の豪雪と災害に見舞われ、大きな被害が出た。

その後、各地区で土地区画整理事業が進められるとともに、新魚津水族館、ミラージュランド、新川文化ホールやありそドームなどの施設が建築され、都市基盤の整備、産業や教育・文化の振興が着実に進められ、富山県東部の行政、経済、教育・文化の諸機能が集積された、新川地域の中心都市として発展した。

近年は、「魚津のタテモン行事」のユネスコ無形文化遺産登録、「富山県立魚津高等学校講堂」、「魚津浦の蜃気楼（御旅屋跡）」、「東山円筒分水槽」の国の文化財登録により本市の魅力が広く発信されている。

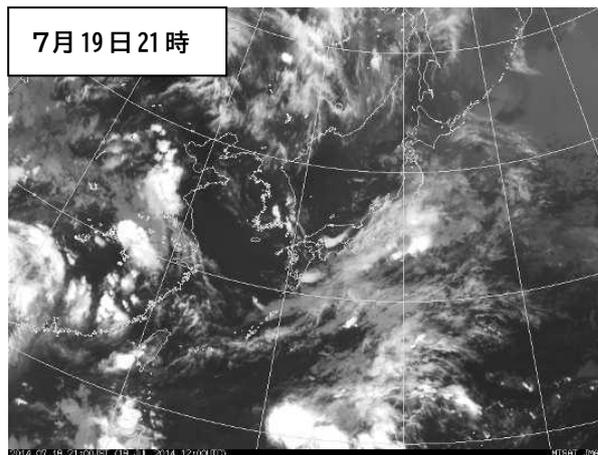
(3) 計画の対象とするリスク

本市では、過去に地震や豪雪、豪雨や富山県特有の寄り回り波等による大規模な自然災害が発生している。

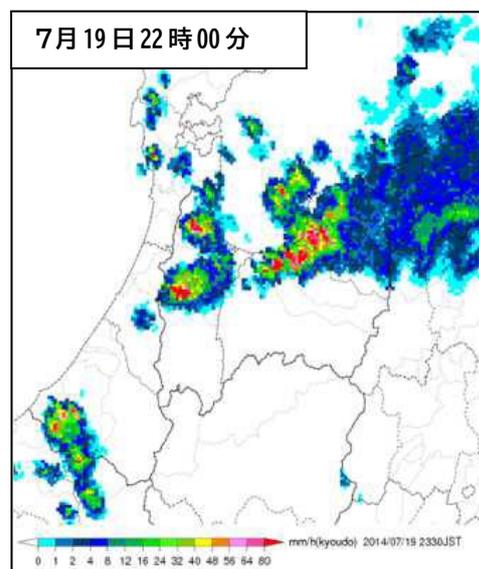
今計画では、豪雨、大火、大雪、台風、地震、津波の大規模災害を対象とする。

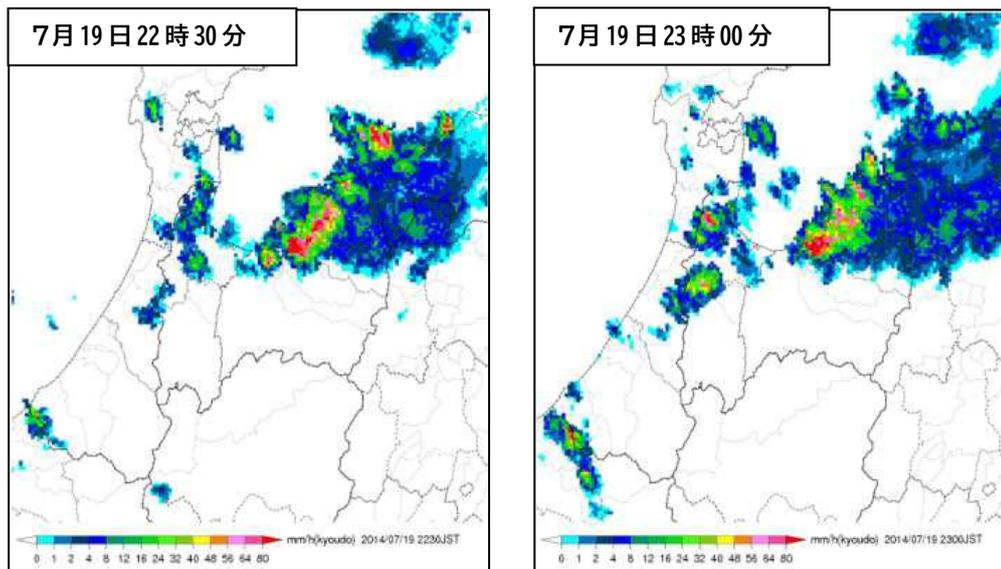
ア 平成26年（2014年）7月19日～20日発生豪雨災害気象データ（富山地方気象台提供）

(ア)地上天気図及び気象衛星赤外面像（平成26年（2014年）7月19日21時）

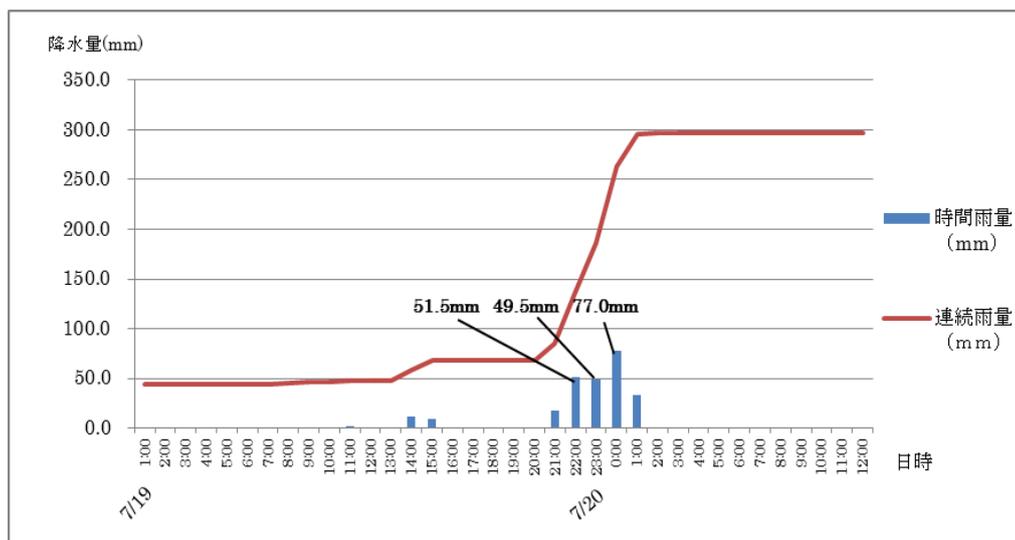


(イ)レーダーエコー合成図（平成26年（2014年）7月19日21時30分～23時00分）





(ウ)平成26年7月19日～20日にかけての時間雨量及び連続雨量



(エ) 雨の状況

解析雨量では、7月19日18時から20日6時までの12時間積算で、魚津市で約250mmの雨を解析した。7月19日23時から7月20日0時までの1時間に魚津市付近では約80mmの猛烈な雨を解析し、7月20日1時から2時までの1時間に高岡市付近では約100mm、砺波市付近では約120mmの猛烈な雨を解析した。

富山地方気象台は7月25日の報道機関への説明会において県内を襲った記録的豪雨は、積乱雲が連続して発生するバックビルディング現象であると発表した。

・線状降水帯

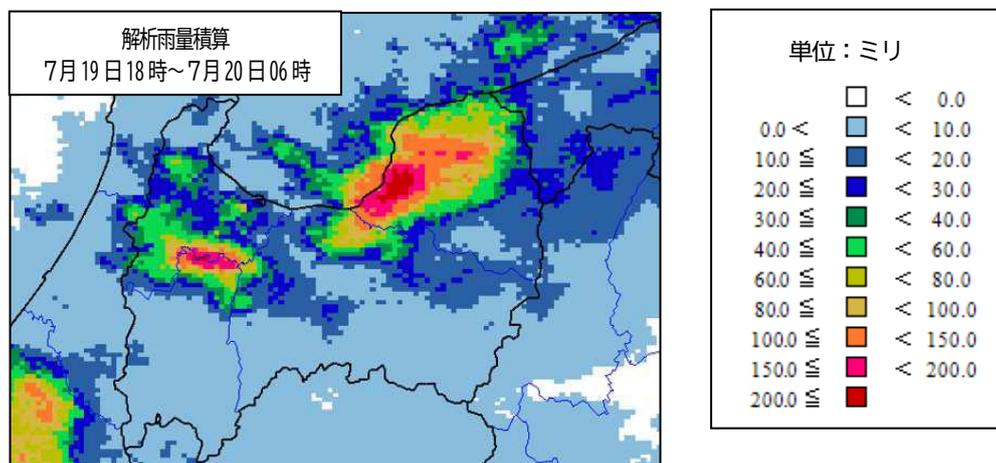
線状降水帯とは、非常に発達した帯状の雨雲のことをいいます。

(ウェザーニュースより)

・バックビルディング現象（線状降水帯を作る要因）

バックビルディング現象とは、ある場所で積乱雲が発生し続け、上空の風に流されて積乱雲が移動し別の場所で雨を降らせる現象です。その際、積乱雲が線状に並び、同じ場所で強い雨や雷をもたらします。(ウェザーニュースより)

イ 解析雨量（平成26年（2014年）7月19日18時～7月20日6時までの12時間積算雨量）



ウ 魚津市における伝承災害

(「魚津市史 下巻 現代のあゆみ」、1972年)

災 害 名	水害
発 生 日 時	昭和27年(1952年)6月30日～7月1日
被 災 地	市内全域(片貝地区の貝田新から島尻は被害甚大)
災害の概要	6月30日夜半から7月1日にかけて市内を襲った大豪雨は、実に40年ぶりのものといわれ、当市を貫流する早月川、角川、片貝川及び布施川と、これにつながる幾多の支流に氾濫を招き、市内の各所において堤防が決壊した。道路橋梁の流失・田畑山林の流失・埋没・冠水に加えて、家屋の全壊・流失・半壊及び床上・床下浸水などで、罹災者総数7,150人、被害総額12億円を上回る大災害となった。
教 訓 等	市制が発足して間もない折に、豪雨により百年ぶりともいわれる河川の大洪水が起き、甚大な被害が出た。これを機に抜本的な防災対策の見地から、河川改修を押し進めるとともに、山間地帯の砂防工事を施して山災に備えることとした。また、緊急時の資材・器具を備えた水防倉庫の建設や河川沿岸の住民で、魚津市水防団を結成して、有事に対処することとなった。

災 害 名	魚津大火	
発 生 日 時	昭和31年(1956年)9月10日	
被 災 地	8割以上焼失した町	真成寺町・神明町・金屋町・金浦町・上村木町・下村木町・川原町・鴨川町・村木
	一部焼失した町	餌指町・諏訪町・本新・本江
災害の概要	本市真成寺町から出した火が、台風通過後の南南西の風にあおられるなどの気象的な悪条件により、たちまち燃え広がり、市街地の約40%が焼け野原になった。焼失面積15万坪、焼失戸数1,496戸、焼失田畑51町6反、罹災世帯1,583世帯、罹災者7,249人、死傷者は、死者5人・重傷者5人・軽傷者165人、被害見積総額75億8千万円であった。	
教 訓 等	昭和27年(1952年)に本市制が発足して以来、最も被害の大きい災害のひとつである。被災地は、魚津市の市街地を形成しており、当時県下有数の過密地帯であり、町並みも雑然としていて、一朝有事の場合は大災害をもたらす危険があると指摘されていた地区であった。本市では、このような大火災に再び見舞われないように、不燃都市の造成を目標に都市区画整理事業、幹線街路建設等を行い近代都市に変貌していくこととなった。	

災害名	大雪
発生日時	昭和38年（1963年）1月～2月6日
被災地	市内全域
災害の概要	昭和38年（1963年）1月豪雪。大陸の高気圧は、1,050～1,060hPaの強い勢力を維持し、一方、日本海では次々に低気圧が発達して通過、本邦は顕著な冬型の気圧配置が長時間維持した。最深積雪は、富山186cm、伏木225cm、住家全壊46棟、同半壊28棟、同一部損壊2棟、同床上浸水122棟、同床下浸水822棟、橋流失1か所、山崩れ1か所、北陸本線23～28日ほぼ全面運休した。
教訓等	県下全般に大雪となり1月31日に県対策本部が設置された。2月2日からの融雪による浸水被害も加わり、大きな被害となった。

災害名	水害
発生日時	昭和44年（1969年）8月10日～11日
被災地	市内全域
災害の概要	8月10日から11日にかけて昭和27年（1952年）以来の集中豪雨に襲われ、市全域にわたり大きな損害を与えた。被害は、罹災世帯996世帯、人員4,507人、橋梁流失12か所、堤防決壊91か箇所、砂防決壊47か所、重傷者1名、その他多数の被害が発生し、被害見積総額は約14億円に及んだ。
教訓等	治水の根本的対策として、角川と布施川の上流に洪水調節と農業用水を目的としたダムが計画された。

災害名	大雪
発生日時	昭和55年（1980年）12月27日～昭和56年（1981年）1月20日
被災地	市内全域
災害の概要	北半球500hPa面では3波数循環の大雪型が続き、地上ではシベリア高気圧が発達し、顕著な冬型の気圧配置となった。強い寒波は、12月27日～30日、1月2日～8日、1月10日～14日の3回来襲した。最深積雪は平野部150～200cm、山沿い200～250cm、山間部300～400cmとなり昭和38年豪雪につぐ大雪となった。全県で圧雪による家屋の倒壊や除雪事故、雪崩等による死者が急増した。
教訓等	県下全般に大雪となり1月6日に県対策本部が設置された。交通関係では北陸・高山本線全面不通、遅延、全日空欠航、富山地方鉄道関係も大きな被害を受けた。電力、通信関係では送電鉄塔倒壊、ほかに断線があり大きな被害となった。

災 害 名	台風
発 生 日 時	平成3年（1991年）9月27日～28日
被 災 地	市内全域
災害の概要	大型で非常に強い台風19号は、輪島市の北西170kmを通過した。 6市町で飛来物による負傷12名、17市町で住宅の損壊149棟、本市でリングの大量落下、JR西日本鉄道では特急22本、急行3本、普通115本が運休、富山地方鉄道も一時不通となった。
教 訓 等	高圧配電線の切断や電柱の傾斜等により県内では6万6千戸が停電した。

災 害 名	大雪
発 生 日 時	令和3年（2001年）1月7日～11日
被 災 地	市内全域
災害の概要	強い冬型の気圧配置や寒気に加え、雪雲が発生しやすい状態が長く続き、県内8観測所のうち5か所で1m以上の積雪があった。 本市では24時間降雪量が66cmと統計開始以降で最大を記録。 雪屋根下し時の転落、用水転落7件、床下浸水2件、シャッターの飛散2件、ビニールハウスの倒壊21件
教 訓 等	車のタイヤが雪にはまる「スタック」が相次ぐなど、数日にわたり県内各地で交通障害が発生した。

エ 富山県内に被害をもたらした主な地震

本県に関係する主な地震は、下表のとおりであり、中でも特に1586年の天正の大地震と1858年の安政の大地震は大きな被害をもたらしたことが過去の古文書等により確認されている。

なお、津波被害に関しては、近年記録が無く、被害の実態はつかめていないが、氷見海岸において、津波で乗り上げたものと考えられる巨岩が標高数m上で発見されるなど、有史以来、全くなかったという確証はない。

発生年	地震名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度
863 (貞観5)		7以上	民家破壊し、圧死者多数	
1586 (天正13)	(飛騨白川谷)	7.8±1	木舟城崩壊、白川谷被害多し	(5~6)
1662 (寛文2)	(琵琶湖付近)	7.25~7.6	神社仏閣人家被害、死傷者多し	(5)
1668 (寛文8)			伏木・放生津・小杉で潰家あり	
1707 (宝永4)	宝永地震	8.4	家屋倒壊、天水桶ごとごとく転倒す	(5~6)
1858 (安政5)	飛越地震	7.0~7.1	大鷲・小鷲崩壊、洪水、流出家屋多し	(5~6)
//	(大町付近)	5.7		—

(「新編日本被害地震総覧[増補改訂版]」宇佐美龍夫、1996年)

●天正の大地震

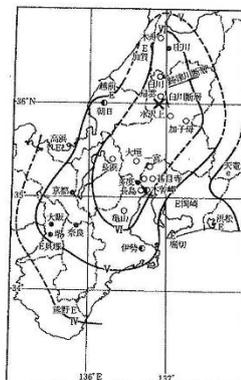
- ・1586年1月18日(天正13年11月29日)発生、M7.8の規模
- ・北陸・飛騨から美濃、近江の広い地域で被害発生。
- ・富山県内で被害：高岡市福岡町の木舟城が崩壊し、城主前田秀次以下家臣多数圧死。

●安政の大地震

- ・1858年4月9日(安政5年2月26日)の真夜中発生、M7.0~7.1の規模
- ・震源：跡津川断層とみられている。
- ・震度5以上の地域：飛騨北部から越中、加賀に及ぶ。
- ・富山県内での被害：県東部は震度6で、富山城の石垣・門等が破損。富山市本宮では山崩れがあり、死者36名。県西部では、震度5で、高岡では地割れが生じ、寺が傾いた。常願寺川上流の立山カルデラでは、大鷲・小鷲の山崩れが起り、湯川、真川を堰き止め、約2週間後に長野県大町近くで発生したM5.7の地震の振動で堰が崩れ、大洪水となる。その洪水による被害は、流出家屋等1,612戸、死者140人にのぼった。

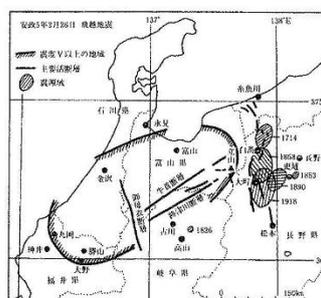
(「地震を視る」富山県[立山博物館]、1993年)

◎天正の大地震



1586年1月18日(天正13年11月29日)のM7.8天正の大地震による震度の広がり。「新編日本被害地震総覧[増補改訂版]」(宇佐美龍夫、1996年)による。

◎安政の大地震



1858年4月9日(安政5年2月26日)のM7.0~7.1の安政の大地震による震度Vの広がり。「新編日本被害地震総覧」(宇佐美龍夫、1987年)による。

オ 県内で震度4以上を記録した地震一覧

発生年	震央地名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度
1933（昭和8）	石川県能登地方	6.0	傷者2、氷見で土砂崩れ、亀裂	富山、伏木4
1944（昭和19）	三重県南東沖	7.9	不明	富山4
1948（昭和23）	福井県嶺北	7.1	西部で被害	富山4
1952（昭和27）	石川県西方沖	6.5	硝子破損	富山、八尾、女良4
1993（平成5）	石川県能登沖	6.6	非住家、水路、ため池に被害	富山、伏木4
2000（平成12）	石川県西方沖	6.2	被害なし	小矢部4
2007（平成19）	能登半島沖	6.9	重傷1、軽傷12 非住家一部損壊5	富山、氷見、滑川、小矢部、射水、舟橋5弱 高岡、魚津、黒部、砺波、南砺、上市、立山、入善、朝日4
2007（平成19）	新潟県上中越沖	6.8	軽傷1	氷見、舟橋4
2013（平成25）	石川県加賀地方	4.2	被害なし	小矢部4
2020（令和2）	石川県能登地方	5.5	軽傷2	富山、氷見、舟橋4
2023（令和5）	能登半島沖	6.5	軽傷1	高岡、氷見、小矢部、射水、舟橋4 富山、魚津、滑川、黒部、砺波、南砺、上市、立山、入善、朝日3
2024（令和6）	石川県能登地方	7.6	死者8（うち災害関連死8）、重症14、軽傷44、全壊258、半壊809、一部破損等21,751、火災5断水18,937※	富山、高岡、氷見、小矢部、南砺、射水、舟橋5強 滑川、黒部、砺波、上市、立山、朝日5弱 魚津、入善4
2024（令和6）	石川県西方沖	7.6	軽傷1	富山、高岡、氷見、小矢部、射水4

※令和6年能登半島地震の県内の被害状況等の値は、令和8年2月12日12時00分現在の値。

カ 過去の津波

本県で発生した過去の津波としては、1833年山形県沖地震、近年では1964年新潟地震津波、1983年日本海中部地震津波、1993年北海道南西沖地震津波が挙げられる。（被害の記述なし）

発生年月日	地震の名称	地震規模	富山県での記録
1833年12月7日	山形県沖地震	M7.8	氷見で1～2mの高さ
1964年6月16日	新潟地震	M7.5	検潮記録による高さで、魚津38cm（推算潮位上）、富山48cm（TP上）、伏木61cm（TP上）
1983年5月26日	日本海中部地震	M7.7	現地調査による高さで、滑川市0.43m、新湊市0.34m、高岡市0.65m、氷見市0.72m、氷見市中安0.15m
1993年7月12日	北海道南西沖地震	M7.8	最大全振幅で、富山17cm、萩浦橋（富山）13cm、富山新港22cm、伏木港17cm
2024年1月1日	能登半島地震	M7.6	最大全振幅で、富山79cm

「日本被害津波総覧【第2版】」（東京大学出版会）などによる。

3 基本目標

基本法第14条で、「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されている。

これを踏まえ、本計画の策定に当たっては、基本計画の基本目標を踏まえ、次の4つを基本目標として、強靱化を推進することとする。

- | |
|----------------------------------|
| I 人命の保護が最大限図られる |
| II 魚津市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される |
| III 魚津市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 |
| IV 迅速な復旧復興 |

4 事前に備えるべき目標

基本計画では、基本法第17条第3項の規定に基づき、起きてはならない最悪の事態を想定した上で脆弱性評価を実施している。具体的には、6つの「事前に備えるべき目標」を設定しており、本計画においても、これと同様の目標を設定することとする。

- | |
|--|
| 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ |
| 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ |
| 3 必要不可欠な行政機能は確保する |
| 4 経済活動を機能不全に陥らせない |
| 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる |
| 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する |

5 基本的な方針（5本柱）

本計画では、基本計画及び県地域計画の基本的な方針を踏まえ、次の5つの基本的な方針のもと、国土強靱化を推進する。

- | |
|-------------------------------------|
| ①市民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理 |
| ②経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどのライフラインの強靱化 |
| ③デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化 |
| ④災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化 |
| ⑤地域における防災力の一層の強化（地域力の発揮） |

第3章 脆弱性評価

1 「起きてはならない最悪の事態」の設定

基本計画では、基本法第17条第3項の規定に基づき、起きてはならない最悪の事態を想定したうえで脆弱性評価を実施している。具体的には、8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、分析・評価を行っている。

本計画においても、本市の地域特性を考慮し、計画策定に際して対象となるリスクを踏まえ、第2章で設定した6つの「事前に備えるべき目標」に基づく30の「起きてはならない最悪の事態」を設定する。(次頁)

2 施策分野の設定

30の「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策分野として、「個別施策分野」と「横断的施策分野」を設定する。

【個別施策分野】

- (1)行政機能/警察・消防
- (2)防災教育等
- (3)住宅・都市
- (4)保健医療・福祉
- (5)エネルギー
- (6)情報通信
- (7)産業構造
- (8)交通・物流
- (9)農林水産
- (10)国土保全
- (11)環境
- (12)土地利用

【横断的施策分野】

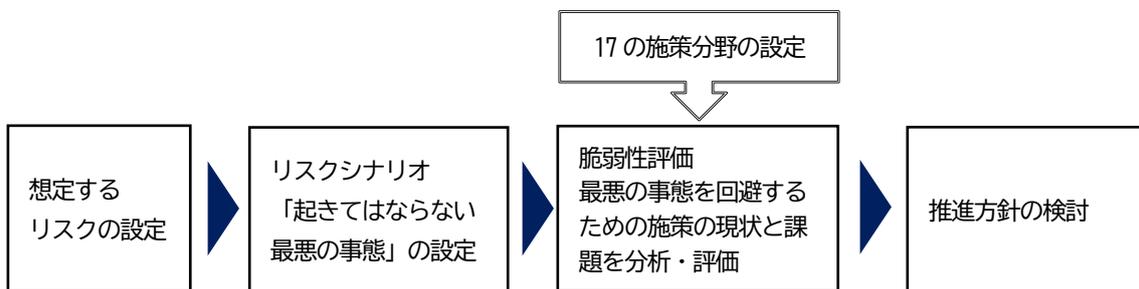
- (a)リスクコミュニケーション
- (b)人材育成
- (c)官民連携
- (d)老朽化対策
- (e)デジタル活用

3 脆弱性評価の実施手順

「強靱」とは「強くしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、我々の国土や経済、暮らしが災害や事故などにより致命的な被害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことである。

本計画では、「強靱化」の反対語である「脆弱性」を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題をリスクに対して、強く、しなやかに対応するための方策を検討している。

地域計画の策定に際しても、国、県が実施した手法を踏まえ、以下の枠組み及び手順により、脆弱性の評価を行い、対応方針を検討する。



6つの「事前に備えるべき目標」と30の「起きてはならない最悪の事態」

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
I. 人命の保護が最大限図られる II. 魚津市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される III. 魚津市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧復興	1 あらゆる自然災害に対し直接死を最大限防ぐ	1-① 大規模地震に伴う住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-② 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-③ 広域にわたる大規模津波、高波（寄り回り波）による多数の死傷者の発生
		1-④ 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-⑤ 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
		1-⑥ 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより関連死を最大限防ぐ	2-① 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-② 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-③ 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-④ 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-⑤ 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-⑥ 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-⑦ 大規模な自然災害と感染症との同時発生
	3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-① 市の行政機能の機能不全
		3-② 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-① サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下
		4-② 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-③ 食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-④ 自然災害等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		4-⑤ 農地・森林や生態系等の被害に伴う市内の荒廃・多面的機能の低下
	5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-① テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-② 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-③ 石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-④ 上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-⑤ 市内の交通ネットワークの機能停止
	6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-① 自然災害後の地域より良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-② 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
		6-③ 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-④ 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-⑤ 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

4 脆弱性評価

30の「起きてはならない最悪の事態」について、関連する現行の施策を踏まえ、各施策の取組状況や課題を整理し、事態の回避に向けた対応力について分析・評価を行った。評価結果は、別冊のとおりであり、課題分析に当たっては、定量的に把握するための指標を設定した。

5 評価結果及び「事前に備えるべき目標」の主なポイント

(1) 評価結果の主なポイント

①重点化を図りつつ、ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせが必要

防災・減災等に資する国土強靱化施策は、いまだ道半ばの段階にあるものが多い。東日本大震災で得られた教訓から、実施主体の能力や財源に限りがあることを踏まえると、国土強靱化施策を4つの基本目標に照らして、できるだけ早期に高水準なものとするためには、施策の重点化を図りつつ、ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせる必要がある。

②代替性等の確保が必要

いかなる災害等にも対応するためには、個々の施設の耐震性などをいかに高めても万全とは言えない。特に、行政、産業（エネルギー、金融、情報通信含む）、交通・物流等の分野においては、システム等が一旦途絶えるとその影響は甚大であり、バックアップ施設／システムの整備等により、代替性等を確保する必要がある。

③国、県、民間等との連携が必要

個々の施策の実施主体は、市だけでなく、国、県、民間事業者、NPO、地域振興会、ボランティア、市民など多岐にわたる。効率的、効果的に施策を実施するためには、組織体制の強化や、各実施主体との徹底した情報共有や各主体間の連携が必要不可欠である。

(2) 6つの「事前に備えるべき目標」ごとのポイント

①あらゆる自然災害に対し直接死を最大限防ぐ

- ・津波、水害、土砂災害等から市民の生命・財産を守る治山、治水、砂防、海岸保全等の施設整備を国、県と連携して促進するとともに、森林・農地保全の推進が必要である。
- ・重要な施設の耐震化対策、老朽化対策を計画的に実施する必要がある。
- ・ハザードマップ、迅速な情報伝達、防災訓練などのソフト面の対策を充実強化し、避難行動等の確立を図る必要がある。

②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより関連死を最大限防ぐ

- ・基本団員及び女性消防団員の増加を図るなど、消防団員の確保に努める必要がある。
- ・DMAT（災害派遣医療チーム）等と連携した研修による災害医療人材を育成する必要がある。

③必要不可欠な行政機能は確保する

- ・市の業務継続計画（BCP）に基づく事業継続体制の整備を進める必要がある。

④経済活動を機能不全に陥らせない

- ・第1次～3次緊急輸送道路を確保する必要がある。

⑤情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

- ・災害時に備えた情報通信手段の確保を図る必要がある。
- ・本市の特性を活かした再生可能エネルギーの活用を推進する必要がある。
- ・降積雪等により道路交通に支障をきたさないように、重要路線における車道除排雪を推進する必要がある。

⑥社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

- ・迅速な再建・回復に不可欠な存在である建設業の技術者の確保等を図る必要がある。
- ・地籍調査の進捗率が全国平均や県平均を下回っており、調査の促進を図る必要がある。

第4章 国土強靱化の推進方針

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価の結果を踏まえ、6つの「事前に備えるべき目標」について17の施策分野ごとに整理した146の推進方針を以下に示す。

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

【行政機能/警察・消防】

001 救出救助活動体制の整備等〔総務課〕

大規模な風水害や噴火などの災害現場での救出救助活動能力を高めるため、装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、関係機関との連携を図る。

002 消防資器材・施設等の充実〔魚津消防署〕

人命救助や人的・物的被害の軽減のため、被害想定に応じた必要な消防車両や消防活動用の資機材の充実を推進する。また災害発生時に救助・救急活動の拠点となる消防庁舎の機能強化を推進する。

災害発生時に迅速な対応や的確な情報収集が行えるよう災害対応通信網を確立する。

003 消火・救助技術の向上〔総務課〕

高さ45mの主訓練棟や深さ10mの水深可動型潜水プールなど、全国トップクラスの訓練施設を備えた広域消防防災センターにおける実践的な研修・訓練の実施により消火救助技術の向上を図る。

004 消防水利の充実、維持管理〔魚津消防署〕

消火栓等を改修し、消防水利の充実を図るとともに、河川や水路等の自然水利の利用を推進する。老朽化による使用不能または破損事故等が発生しないよう、消火栓の道路改良や水道管更新時に合わせた更新を推進する。

005 新たな地震被害想定調査等の結果を用いた防災・危機管理機能の強化、地域防災力の向上〔総務課〕

市民の地震や津波への危機意識を高め、防災対策を推進するため、県が実施する、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震と津波を想定した地震被害想定調査及び津波シミュレーション調査の結果を用いて、魚津市地域防災計画の改定、魚津市津波ハザードマップの見直し、津波避難のあり方の検討等を推進する。

006 庁舎及び市有施設における防災体制の整備〔総務課、財政課 新庁舎整備室〕

災害発生時に備えて、新庁舎の耐震（免振構造）、市有施設における物資の備蓄、電力等の確保、電力供給が停止した場合に備えた非常用電源設備の耐震・浸水対策や燃料備蓄、市有施設の代替機能の確保、通信経路やネットワーク拠点の二重化、各種データのバックアップ体制の整備等を推進する。

【防災教育】

007 市民への啓発活動〔総務課〕

自助・共助による地域防災力を向上するため、「うおづまちづくりふれあい講座」、市広報番組、防災研修・講演会、総合防災訓練等を通じて、市民の防災意識の高揚を図る。

008 学校教育における防災教育の推進〔教育総務課〕

各学校長は、年度始めに防災に関する安全計画を見直し、児童生徒に地震・津波、風水害等の緊急時に起こる様々な危険とその際の安全行動について理解させ、状況に応じて適切に行動できるよう、避難訓練などを通して、防災教育を推進する。

009 教職員等に対する防災教育の推進〔教育総務課〕

避難訓練の計画・実施・評価等を通して、教職員等の防災教育を推進する。

【住宅・都市】

010 防災に関する各種施策と整合した土地利用の推進〔都市計画課〕

災害リスクの高い区域における市街化や新規立地の抑制、同区域からの移転の促進など、防災に関する各種施策と整合した土地利用を推進する。

011 住宅・建築物の耐震化〔都市計画課〕

住宅の耐震化率は82.0%（R5）であり、約2,800戸の住宅の耐震性が不足している。これらの生活基盤である住宅と、多数の者が利用する建築物について、魚津市耐震改修促進計画に基づき耐震化を促進する。

012 液状化対策の推進〔総務課、都市計画課〕

地盤の液状化が予想される地域における建築物等の被害を未然に防止するため、防災関係機関と連携し、地盤の液状化発生の仕組みや、地震被害想定に基づく液状化の危険性の高い地域、過去に県内で生じた液状化被害の記録などの液状化に関する知識の普及啓発を図る。

地震等による液状化に対する宅地等の対策に、国や県と連携して取り組む。また、住宅建築物についても、耐震化対策の一環として、国や県と連携しながら取り組む。

013 住宅密集地区の解消及び市街地再開発等の推進〔都市計画課〕

市街地における防災性の向上を図るため、魚津駅新魚津駅周辺地区や電鉄魚津駅周辺地区の中心市街地において、老朽化した建築物の除却、不燃化された都市型住宅等の整備を推進する。

014 市営住宅の災害リスク等を踏まえた立地適正化〔都市計画課〕

長期的な視点に立ち、総合計画や立地適正化計画等との連携強化を図り、市営住宅を建て替える場合は、災害リスク等を踏まえた立地とするなど、災害に強いまちの形成を推進する。

015 大規模建築物の耐震化〔都市計画課〕

耐震診断が義務付けられた大規模な建築物の耐震改修に対して、県と連携して支援することにより、耐震化を促進する。

016 学校施設の耐震化〔教育総務課〕

地震時に落下する可能性のある照明器具など、一部未実施となっている学校施設の非構造部材の耐震化を計画的に実施する。

017 市立学校施設等の防災機能強化〔教育総務課〕

市立学校について、災害時における指定避難所としての機能を確保するため、施設・設備の整備を実施し、防災拠点としての機能強化を図る。

018 学校における避難生活環境の向上〔教育総務課〕

指定避難所に指定されている学校の体育館に、計画的に空調設備の整備を行い、避難生活の向上を図る。

019 学校の防災機能の強化〔教育総務課〕

学校安全アドバイザー（防災士等）の派遣により、危機管理マニュアルの見直しや、避難訓練が実践的になるよう指導助言をうけ、学校の防災機能を強化する。

020 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止〔都市計画課〕

規制区域内にある既存盛土等について、災害が発生する危険があるか調査を行い、危険性が高いと判断したものについて改善等を実施する。

021 感震ブレーカー等消防設備の設置の普及促進〔総務課〕

感震ブレーカーや住宅用火災警報器の設置に関して、普及啓発活動に取り組む。

022 津波避難場所の確保等〔総務課〕

津波避難場所や、避難場所の方向・距離や海拔表示、想定される津波の浸水深を表示する津波避難誘導標識の設置などによる避難経路の確保を図る。あわせて、住民が適切な避難行動をとれるよう、津波のハザードの周知及び啓発、地区防災計画の策定支援、津波避難訓練等のソフト防災対策を推進する。

【保健医療・福祉】

023 児童福祉施設等の整備〔こども課、社会福祉課〕

自力避難が困難な乳幼児の居場所である保育所等は施設の老朽化を勘案しながら耐震・改修等の整備を図る。

024 障害福祉サービス事業所の整備〔社会福祉課〕

障害者の命の安全にかかわる障害福祉サービス事業所等の耐震化や水害対策強化、非常用自家発電・ブロック塀・避難スペース等の設備について整備・改修を推進する。

025 介護サービス施設・高齢者施設等の整備〔社会福祉課〕

高齢者施設等の非常用自家発電及び給水設備の整備、水害対策に伴う改修、倒壊の危険性のあるブロック塀の改修等を行い、防災減災対策を推進する。

026 避難行動要支援者対策の促進〔総務課、社会福祉課〕

災害発生時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難のため、特に支援を必要とする避難行動要支援者^{※1}の名簿^{※2}の適正な管理及び更新、避難支援等関係者との情報共有・相互連携を図るとともに、避難行動要支援者ごとに個別避難計画^{※3}の策定の取組みを促進する。

※1 避難行動要支援者

要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（災害対策基本法第49条の10第1項）

※2 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者について避難の支援、安否確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる名簿（災害対策基本法第49条の10第1項）

※3 個別避難計画

名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（災害対策基本法第49条の14第1項）

【交通・物流】

027 災害に強い道路ネットワークの整備〔建設課〕

安全安心で利便性の高い道路ネットワークの整備を引き続き進めるとともに、災害時の円滑な避難や迅速な人命救助のため、緊急輸送道路や避難路を確保する。

028 地震発生時に救援物資の輸送を担う緊急輸送道路等に架かる橋梁の耐震化〔建設課〕

市管理道路における緊急輸送道路の重要橋梁（橋長15m以上）や高速自動車道、国道8号、鉄道を跨ぐ重要橋梁（橋長15m以上）について、耐震調査を行い、長寿命化計画に併せて整備を推進する。

029 避難路等を確保するための取組みの推進〔建設課〕

道路防災総点検に基づく要対策箇所について落石、落盤等の対策を引き続き進めるとともに、地域交通ネットワークの強化及び緊急輸送道路を確保するための取組みを推進する。

030 市街地等における道路の無電柱化の促進〔建設課、都市計画課〕

電柱の倒壊による交通経路の遮断を回避するため、緊急輸送道路等の無電柱化を促進するとともに、景観にも配慮し、市街地等の道路で必要性及び整備効果が高い箇所について、無電柱化を促進する。

031 都市の防災性の向上に寄与する都市基盤整備の推進〔都市計画課〕

あいの風とやま鉄道魚津駅等の主要な交通結節点へのアクセス道路等の整備を促進し、安全で円滑な交通確保を図るとともに、災害時には避難地や災害拠点ともなる公園、緑地等の整備や長寿命化に取り組むなど、防災性に優れた市街地の形成を推進する。

032 道路の雪寒対策の推進〔建設課〕

降積雪等により道路交通に支障をきたさないように道路の除排雪等を適切

に実施するほか、安定的な除雪体制を維持するため、除雪オペレーターや除雪機械の確保に努める。また、市民との協働による除雪を推進する。

033 道路における雪寒対策施設整備の推進〔建設課〕

冬期間の安全で円滑な道路交通を確保するため、消雪施設の更新等を推進する。

034 孤立集落対策の推進〔総務課、建設課〕

災害発生時における孤立集落発生に適切に対応するため、県と連携して道路の寸断により孤立するおそれがある集落等を把握する。また、自助・共助による防災活動に必要な資機材整備を支援し、防災訓練等の実施を促すなど、自助・共助・公助が連携した対策を講じる。また、災害時に倒木による道路閉塞による孤立や電線断絶による停電を予防するため、県と連携して沿道林の事前伐採を推進する。

【農林水産】

035 農村地域の洪水防止機能の強化〔農林水産課〕

異常気象等の発生による浸水被害を防ぐため、農業用排水路等を整備し、排水機能の強化を図る。農地整備事業等により田んぼダム対応型の排水柵の設置や堅固な畦畔を造成し水田の貯留機能向上を図り「田んぼダム」の取組みを推進する。

036 ため池の整備〔農林水産課〕

決壊した場合に大きな被害が生じるおそれがある防災重点ため池について、詳細調査（耐震・豪雨）や老朽化状況を踏まえて総合的に判断し、緊急度の高いものから整備を推進する。また、放置されているため池の廃止を推進することで、ため池決壊による災害リスクを軽減する。

ソフト対策では、ため池ハザードマップを地域へ周知するなど、緊急時の迅速な避難行動に繋げる対策を推進する。

037 森林の適正管理と保全の推進〔農林水産課〕

森林の荒廃を防止するとともに、国土保全機能の高度発揮を促すため、魚津市森林整備計画に基づき主伐による森林循環を加速化するとともに間伐等の森林整備や路網整備を一体的に実施し治山・地すべり防止事業を推進する。

【国土保全】

038 長寿命化計画等に基づく維持管理・更新〔建設課、都市計画課、農林水産課〕

市では公共土木施設や農林水産関係インフラ施設等について長寿命化計画等を策定しており、計画に基づき維持管理（点検含む。）・更新を計画的に推進する。

※長寿命化計画等の策定状況

公共土木施設：橋梁（R6.6改定）、消雪施設（H31.4）

市営住宅（R5.3第2期策定）

公園施設（R6.3改定）

公園施設パークマネジメント（R元.7策定）

農林水産関係：橋梁（H31.4）

039 洪水を安全に流すための治水対策の推進〔建設課〕

片貝川、早月川、布施川、角川など急流河川があり、これまで幾度となく集中豪雨等により河川の氾濫等の大きな被害を受けてきたことから、河川改修やダムを整備による治水対策を進められてきたが、整備が必要な区間がまだ多く残っているため、引き続き、計画的かつ重点的に河川の整備（片貝川河川整備、布施川改修整備、鴨川放水路整備）のハード対策を推進するよう県に要望する。

040 災害の未然防止や軽減のための治水対策の推進〔建設課、農林水産課〕

河道内の樹木の伐採や浚渫などの災害の未然防止対策を推進する。

041 市街地等の浸水対策の推進〔建設課、上下水道課〕

市街地等における局地的な大雨による浸水被害の軽減を図るため、河川、下水道、排水路等の管理者が連携し、流域治水を基本とした総合的な浸水対策を推進する。

042 土砂災害等に対する防災意識の向上〔総務課、建設課〕

県が行う土砂災害警戒区域※等の指定や、これに先立つ基礎調査結果を公表、土砂災害の危険性を周知するとともに、住民参加の防災訓練を実施することにより、防災意識の向上を図る。

※土砂災害等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域を土砂災害防止法に基づき都道府県知事が指定する。

043 土砂災害等に対する災害対応能力の向上〔建設課〕

深層崩壊や地すべりの発生に対し、情報を速やかに入手し、住民等へ情報提供するとともに、土砂災害ハザードマップ等を通じ、住民への啓発、災害対応能力の向上を図る。

044 土砂災害等の対策の推進〔建設課〕

土砂災害警戒区域危険箇所における土砂災害等の被害を最小限に抑えるため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等による整備を推進し、保全対象人家数が多い箇所、要配慮者利用施設、避難路・避難施設、重要な交通網及び災害時の拠点施設等に対する安全の確保を図る。

魚津市における土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域数	
247箇所	土石流危険渓流86渓流 地すべり危険箇所34箇所 急傾斜地崩壊危険箇所127箇所

045 土砂災害等に対する警戒避難体制の整備〔総務課、建設課〕

市における土砂災害ハザードマップの公表や警戒避難体制の整備を促進するとともに、土砂災害警戒情報支援システムを活用し、土砂災害警戒情報等の適時・適切な発表と伝達を行う体制を整備、強化する。

要配慮者への対応も含め住民自らが地区や個人の実情を踏まえ、ハザードマップや地区防災計画の作成・見直しを行うことで警戒避難体制の強化を図り、実効性のある避難を確保する。

046 海岸保全施設の整備及び老朽化対策〔建設課〕

地震・津波・高潮・高波及び海岸侵食から国土を保全するため、離岸堤など海岸保全施設の整備、老朽化対策を県に要望する。

【リスクコミュニケーション】

047 自主防災組織の育成強化〔総務課〕

自主防災組織を維持・強化するため、県が開催する自主防災活動を率いるリーダーを対象とした研修会への参加を促進する。

自主防災活動が低調な自主防災組織の活動を活性化するため、活動に向けた最初の一步を踏み出せるきっかけとなるよう、研修・訓練等に要する経費の一部を県と連携して補助する。

048 地域防災力の基盤強化〔総務課〕

自主防災活動による地域防災力の向上を図るため、自主防災組織が整備する防災資機材の経費の一部を県と連携して補助し、自主防災組織の活動基盤を維持強化する。

049 地区防災計画の策定支援の推進〔総務課〕

共助による地域防災力向上のため、自主防災組織等に対する地区防災計画の策定に関する研修会等を実施するとともに、計画策定に要した経費の一部を県と連携して補助し、地区防災計画の策定を促進する。

050 防災関係機関との相互協力〔総務課〕

官民連携による防災活動の実効性を向上させるため、防災訓練等を通じて応急活動及び復旧活動等における消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を一層強化し、防災関係機関との相互協力を促進する。

051 住民等への緊急情報伝達の強化〔総務課〕

クライシスコミュニケーションを適切に行い、多様な住民等に対して正しい情報が伝達できるようにするため、防災関係機関、報道各社等と連携して、ホームページ、各種情報システムアプリ、報道発表、記者会見等の多様な手段により情報発信し、住民等への情報発信力を強化する。

052 避難行動につながる取組の推進〔総務課、建設課〕

県内の雨量・水位や土砂災害警戒情報等の情報を提供する富山防災WEB※、魚津市が作成するハザードマップ（洪水、土砂災害、津波等）の周知を図るなど、より多くの方の適切な避難行動につながる取組みを進める。

※富山防災WEB <http://www.bousai.pref.toyama.jp/>

053 広域避難体制の検討・整備の推進〔総務課〕

広域避難における関係機関の連携協力体制や避難先の開設運営方法、広域避難者の受入市町村における避難者への支援の範囲等に関するマニュアルを整備する。

054 外国人住民への防災情報の提供〔地域協働課〕

災害時に役立つ防災情報を多言語で提供し、外国人住民の防災意識の向上を図る。

055 外国人住民への支援〔地域協働課〕

地域の自主防災組織及びボランティアの協力を得ながら、外国人住民の安否確認や避難誘導、救助活動に努める。

056 魚津市シェイクアウト訓練の実施〔総務課〕

市民の防災意識の向上を図るため、地震発生時の落下物等から身を守る「魚津市シェイクアウト訓練」※を実施する。

※魚津市シェイクアウト訓練は、①姿勢を低く、②頭を守り、③動かない(1分程度)という、地震発生時に身を守るための安全行動を行う防災訓練

057 県、関係機関と連携した障害者等の防災支援に係る防災訓練の実施〔総務課、社会福祉課〕

障害者等の要配慮者の防災支援体制の整備のため、県、関係機関と連携し、実践的な防災訓練を実施する。

058 総合防災訓練の実施〔総務課〕

大規模災害時における迅速かつ確かな防災活動のスキルの向上及び市民への防災思想の普及啓発を図るため、県、自衛隊、警察、消防、民間事業者、NPO等の防災関係機関や地元住民の参加のもと、実践的な防災訓練を実施する。

【人材育成】

059 職員全体の防災に関する基礎力の向上〔総務課〕

限られた人材でも最大限の対応が可能となるよう、防災に関する基礎力向上のための研修・訓練等を実施し、職員全体の災害対応能力向上を推進する。また、防災に関する専門的な人材を育成するため、災害対応に必要な知識・技能の向上を図るとともに、「防災スペシャリスト養成研修」等の国等が実施する各種研修に職員を派遣し、災害対応力の向上を図る。

060 防災士等の育成〔総務課〕

自助や共助による地域防災力の向上を図るため、「富山県防災士養成研修」を活用して地域で活動できる防災士を育成するとともに、自主防災組織のリーダー等を対象とした研修会への参加を促進して、地域における自助・共助による防災活動を先導できる防災人材を育成する。

また、防災活動未経験者の防災士が円滑に活動できるようにするため、スキルアップのための研修や交流を図る場を提供し、「質」の向上を図る。

防災人材の育成に当たっては、災害対応に女性の視点を取り入れるため、女性の自主防災組織のリーダーや防災士の育成を強化する。

061 消防団員等の育成〔総務課〕

人口減少・少子高齢化を背景とした消防団等の人材不足や複雑・多様化する災害に対応するため、消防団員等の確保や、消防学校においてドローンを活用した救助訓練等教育訓練の充実を図るなど、限られた人材でも最大限の対応ができるよう消防団員等の対応能力を高める。

062 女性消防団員等の確保〔総務課〕

幅広い人材活用による地域防災力の充実強化を図るため、女性消防団員や機能別団員の入団促進及び体制の充実に対する支援等により、団員の確保及び消防団の活性化を図る。

【官民連携】

063 除排雪活動の支援〔建設課〕

自力で除排雪が困難な世帯等の安全や利便性を確保するため、地域住民等が連携して行う地域ぐるみの除排雪活動への支援を推進する。

【老朽化対策】

064 市営住宅の老朽化対策〔都市計画課〕

第2期 魚津市営住宅長寿命化計画（R5.3策定）に基づき、定期的に点検を実施し、予防保全的な維持管理に努めるほか、耐久性・耐候性の向上等を図る修繕を実施する。

065 道路施設の老朽化対策〔建設課〕

橋梁や照明の老朽化対策として、長寿命化計画を策定し、計画的に補修等を推進する。

066 道路側溝の整備〔建設課〕

市道側溝の老朽化に起因する道路陥没を未然に防ぐため、魚津市道路側溝修繕計画に基づき、市道側溝の修繕を実施する。

067 道路舗装の整備〔建設課〕

道路陥没等による重大事故や通行止め等の交通規制による社会的損失を予防保全するため、魚津市道路舗装修繕計画に基づき、道路舗装の長寿命化修繕を実施する。

068 都市公園の老朽化対策〔都市計画課〕

災害時に避難場所としての機能を維持するため、魚津市公園施設長寿命化計画（R6.3見直し）に基づき、公園施設の老朽化対策を推進する。また、魚津市パークマネジメント基本方針（R元.7策定）に基づき、公園施設の再編に合わせて老朽化対策を推進する。

【デジタル活用】

069 県総合防災情報システム等の活用〔総務課〕

災害時の国・県・市町村・関係機関の一元的な情報共有の実効性を確保するため、内閣府の新総合防災情報システム（SOBO-WEB）※や県総合防災情報システムの職員の運用能力の向上を図る。

※新総合防災情報システム（SOBOWEB）

災害発生時に災害対応機関が被災状況等を早期に把握・推計し、災害情報を俯瞰的に捉え、被害の全体像の把握を支援するため、災害情報を地理空間情報として共有するシステム

各省庁、地方自治体等の約1,900機関が利用し、EEI（災害対応基本共有情報）に基づき情報を集約するもので、内閣府のISUT（災害時情報集約支援チーム）に限らず、広域応援を行う機関も含めた災害対応機関間における情報の利活用拡大を目指す。

070 ICT技術等を活用した防災対策の推進【建設課】

ソーシャルメディア等の活用も含めた、総合的な防災情報の収集と共有を図るとともに、インフラにおける先進技術などスマートインフラへの進化を図り、防災対策を推進する。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより関連死を最大限防ぐ

【行政機能/警察・消防】

071 消防分団詰所の改築事業〔魚津消防署〕

老朽化した消防分団詰所を計画的に改築整備し、地域防災拠点機能の充実を図るとともに、地域に密着した魅力ある消防団づくりの一助とする。

072 災害対応用資機材等の整備事業〔魚津消防署〕

地震などの大規模災害に的確に対応するために、災害対応用車両や救助資機材等を整備し、活動能力の向上を図る。

073 消防職団員の確保〔魚津消防署〕

消防力の整備指針（平成12年1月20日 告示第1号）に示されている消防隊等の人員確保に努める。また減少傾向にある消防団員数を増加し、災害対応能力の向上及び地域への防災指導力の強化を図るため、市民への機能別消防団員、女性消防団員制度の積極的な周知を推進する。

074 行政機関間の応援協定、協力体制等の構築推進〔総務課〕

国、地方公共団体、防災関係機関、民間事業者との災害時における応援協定締結を推進し、災害時の物資調達・搬送、ボランティアの円滑な受け入れ、避難所における生活環境改善などを図る。

075 消防相互応援協定等に基づく警察、自衛隊との連携強化〔魚津消防署〕

消防防災航空隊や他市町村等と防災訓練を共同開催し、災害時の協力体制の構築を推進する。また大規模災害への対応を念頭に、富山県総合防災訓練等を通じて警察、自衛隊と合同で訓練を実施し、連携体制の構築を推進する

076 関係機関との連携強化〔魚津消防署〕

災害時の救助・救急活動や電力・情報通信等のライフライン復旧の支援要請を迅速に実施するため、各種関係機関・災害応援協定締結事業者等との情報共有体制の構築等、連携強化を推進する。

再掲001 救出救助活動体制の整備等〔総務課、魚津消防署〕

【防災教育】

再掲007 市民への啓発活動〔総務課〕

【住宅・都市】

077 上水道施設の整備〔上下水道課〕

水道施設全体の耐震化や老朽化対策のため、浄水施設や配水池の耐震補強や基幹管路の老朽管更新と耐震化を計画的に進める。

078 上水道に関する危機管理対策マニュアルの策定〔上下水道課〕

魚津市水道事業危機管理マニュアルを継続的に見直し、様々な災害発生時に安心・安全な水道水の供給を確保することを目的とした危機管理体制を整備する。

079 市営住宅、賃貸型応急住宅及び応急仮設住宅の一時提供体制の整備〔都市計画課〕

住宅の大規模な被災により、住むことができず住宅に困窮している方に対し、市営住宅、賃貸型応急住宅及び応急仮設住宅の一時提供を実施する。また、応急仮設住宅建設マニュアルを整備し、県、近隣地自治体及び不動産団体との連携を強化することで、提供体制を整備する。

再掲010 防災に関する各種施策と整合した土地利用の推進〔都市計画課〕

再掲011 住宅・建築物の耐震化〔都市計画課〕

再掲012 液状化対策の推進〔総務課、都市計画課〕

再掲013 住宅密集地区の解消及び市街地再開発等の推進〔都市計画課〕

再掲014 市営住宅の災害リスク等を踏まえた立地適正化〔都市計画課〕

再掲015 大規模建築物の耐震化〔都市計画課〕

再掲016 学校施設の耐震化〔教育総務課〕

再掲018 学校における避難生活環境の向上〔教育総務課〕

【保健医療・福祉】

080 救急・搬送体制の情報収集〔健康センター〕

災害時に医療施設の被災状況や診療状況等の情報を迅速に把握するとともに、新型コロナウイルス感染症等、感染症対策として、感染防止資機材等の備蓄状況の確認をする。

081 保健・福祉等の受入体制の整備〔健康センター〕

被災地の被害状況や規模、住民の避難状況、被災地の健康ニーズや地域性、保健師の稼働状況等を考慮して、県に対する保健師の応援・派遣要請の必要性を検討し、早期の受入れ体制の整備を図る。

082 被災者の健康を守る体制の整備〔健康センター〕

災害時の保健活動マニュアルに基づき、保健師等の公衆衛生関係者による

心身のケア、インフルエンザなどの感染症、エコノミー症候群、高齢者の心身機能の低下の予防など、被災者の健康維持体制を整備する。

083 福祉避難所の整備促進〔社会福祉課〕

一般の避難所では生活することが困難な高齢者や障害者等の要配慮者が、安心して生活ができるよう、要配慮者の状態に応じたケアが行われ、手すりやスロープの設置などバリアフリー化が図られた福祉避難所の整備、促進を図る。

084 避難所等における衛生管理〔健康センター〕

県・市・関係団体との連携強化による、避難所や住宅における衛生管理と防疫対策、被災者の健康支援の充実を図る。

また、発災時には避難所の感染症状況等の把握に努め、感染症予防用のリーフレットの掲示や手洗い指導の実施等により衛生管理を行う。

085 消毒等の実施〔健康センター〕

発災時における感染症法に基づく消毒等の指示について、迅速かつ的確に実施できるよう平時から県と連携し防疫体制を強化する。

086 予防接種の推進〔健康センター〕

災害時における感染症の発生・まん延を防止するため、平時から医師会等の関係団体と連携して、予防接種法に基づく予防接種を推進する。また、市民の予防接種への理解が深まるよう、平時から接種の効果や意義、安全性や副反応に係る情報提供を実施する。

再掲026 避難行動要支援者対策の促進〔総務課、社会福祉課〕

【エネルギー】

087 再生可能エネルギーの活用〔生活環境課〕

魚津市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】（令和4年度策定）に基づき、太陽光発電、水力発電などの地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を推進する。その中で防災拠点等公共施設への再生可能エネルギー設備の設置を検討する。

088 発災時における燃料供給体制の整備〔総務課〕

災害時における緊急車両への給油や災害拠点病院等への燃料供給について災害時受援計画を策定するとともに、石油商業組合等との情報交換、連携を密にするなど、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう体制を整備する。

【交通・物流】

089 道路啓開体制の強化〔建設課〕

大規模災害時の道路啓開活動を迅速に行うため、関係機関との連絡体制の強化、道路ネットワーク脆弱地域の把握、資機材の充実等を図る。

090 あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道の早期復旧等に向けた取組〔都市計画課〕

各鉄道が被災した際には、代替バスの設定など、鉄道事業者に対し当面の代替措置を要請し、その情報発信に努める。また、早期の全面復旧のため経営安定基金等による支援を検討するとともに国に対し支援を要請する。

再掲027 災害に強い道路ネットワークの整備〔建設課〕

再掲028 地震発生時に救援物資の輸送を担う緊急輸送道路等に架かる橋梁の耐震化〔建設課〕

再掲030 市街地等における道路の無電柱化の促進推進〔建設課、都市計画課〕

再掲031 都市の防災性の向上に寄与する都市基盤整備の推進〔都市計画課〕

【農林水産】

091 漁港施設の機能強化〔農林水産課〕

漁港施設の地震高波に対する安全を確保するため、機能診断耐震耐波性能の調査)の結果を踏まえ、耐震耐波対策を実施する。

【国土保全】

再掲041 市街地等の浸水対策の推進〔建設課、上下水道課〕

再掲046 海岸保全施設の整備及び老朽化対策〔建設課〕

【環境】

092 下水道施設の整備〔上下水道課〕

汚水については、下水道未整備地域を解消するため、引き続き下水道施設の整備を進めるとともに処理場の統廃合を進め、効率的・経済的に公共用水域の水質保全を図る。雨水については、市街地等の浸水被害を未然に防止するため、雨水幹線等の下水道施設の整備を推進する。

093 下水道施設の地震対策〔上下水道課〕

地震時における下水道機能の確保のため、魚津市浄化センター等では、耐震診断の実施や、対策が必要な施設の耐震化を進めているところであり、引き続き、終末処理場や管渠等の下水道施設の耐震化を計画的に進める。

094 下水道BCPの策定〔上下水道課〕

魚津市下水道事業業務継続計画（下水道BCP、H27.11策定）に基づき、訓練や定期的な点検等を実施し、各種の危機に対して継続的に計画の見直しを行う。

095 下水道計画区域外における合併処理浄化槽の設置〔上下水道課〕

生活排水による河川等の水質汚濁を防ぐため、下水道計画区域外における合併処理浄化槽の設置を支援していくとともに、広報等で啓発することにより、法定検査の受検を推進する。

096 火葬場の広域的な協力体制の整備〔市民課〕

災害等で火葬場の使用が困難となった場合や、遺体の数が極めて多くなり、平常時に使用している火葬場の能力だけでは対処が困難となった場合に対応できるよう、県及び他市町村等と連携し遺体の取扱体制、火葬の実施体制及び情報伝達方法等について、広域的な協力体制の整備を推進する。

【リスクコミュニケーション】

097 避難所の生活環境の改善〔総務課〕

指定避難所の生活環境を改善するため、県、民間（NPO、ボランティア、企業等）と連携し、TKBS（トイレ、キッチン、ベッド、シャワー）、空調等の整備を推進する。また、避難所の運営体制を検討し、地域による自助・共助による避難所の運営体制を強化する。

098 防災井戸の拡充支援〔総務課〕

断水時の代替水源確保のため、防災井戸の活用方法等を周知し、避難所における防災井戸の整備を促進する。また、活用可能な既存井戸の調査や消雪用井戸の活用研究等を実施する。

099 県・市町村による県内外被災自治体を支援する体制の整備〔総務課〕

大規模災害時に県と市町村がワンチームで県内外の被災自治体を支援するため、県・市町村が県内外の被災自治体を支援する「チームとやま」の体制を整備する。チームとやまの体制整備にあたっては、被災地への職員派遣を通じて業務経験を積み、ノウハウを共有し、職員の災害対応力や調整力を育成する。

再掲034 孤立集落対策の推進〔総務課、建設課〕

再掲047 自主防災組織の育成強化〔総務課〕

- 再掲048 地域防災力の基盤強化〔総務課〕
- 再掲049 地区防災計画の策定支援の推進〔総務課〕
- 再掲050 防災関係機関との相互協力〔総務課〕
- 再掲054 住民等への緊急情報伝達の強化〔総務課〕
- 再掲056 魚津市シェイクアウト訓練の実施〔総務課〕
- 再掲057 県、関係機関と連携した障害者等の防災支援に係る防災訓練の実施
〔総務課、社会福祉課〕
- 再掲058 総合防災訓練の実施〔総務課〕

【人材育成】

- 再掲059 職員全体の防災に関する基礎力の向上〔総務課〕
- 再掲060 防災士等の育成〔総務課〕

【官民連携】

100 避難所への物資供給〔総務課〕

災害時における物資の調達と避難所までの円滑な輸送体制を確保するため、流通備蓄に関わる災害時応援協定を締結した事業者等と連携を密にし、災害時受援計画の実効性を高める。また、県と連携し、一定数の現物備蓄を行い、災害初動時における物資供給体制を強化する。

101 流通備蓄の推進〔総務課〕

現物備蓄を補完するための流通備蓄については、飲料水、アルファ米以外の食料も含め必要量を確保できるよう、スーパーなどの協定先から供給可能数量について定期的に確認を行うほか、調達先の拡充に努める。

102 災害時応援協定締結による連携体制の整備〔総務課〕

県と市町村が連携して効率的に受援するため、国の「災害時応援協定システム」を活用して県と市町村が締結している災害時応援協定の内容を相互に共有し、協定締結事業者と定期的に意見交換や訓練の機会を設け、平素から顔の見える関係を構築して連携を強化する。

103 医師会・歯科医師会等との連携体制の構築〔健康センター〕

被災時における医療救護所の開設や多数の遺体の身元確認等に対応するため、医師会、歯科医師会との連携体制の構築を図るとともに、訓練の実施等を通じてその実効性を高める。

104 災害ケースマネジメント体制の構築〔総務課〕

災害関連死を未然に防ぎ、被災者の自立や生活再建が進むようにマネジメントするため、県をはじめ、土業、NPO等の専門的な能力をもつ関係者と連携し、実効的な災害ケースマネジメント※体制を構築する。

※ 災害ケースマネジメント

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようにマネジメントする取組み

【老朽化対策】

105 下水道施設の老朽化対策〔上下水道課〕

限られた予算で確実な下水処理を実施するため、ストックマネジメント計画（R2年度策定）に基づき、終末処理場、ポンプ場や管渠等の下水道施設の老朽化対策を推進する。

106 漁港施設の老朽化対策〔農林水産課〕

老朽化が進む漁港施設の長寿命化を図りつつ更新コストを平準化するため、経田漁港機能保全計画に必要な補修工事（保全工事）を実施する。

再掲064 市営住宅の老朽化対策〔都市計画課〕

再掲065 道路施設の老朽化対策〔建設課〕

再掲066 道路側溝の整備〔建設課〕

再掲067 道路舗装の整備〔建設課〕

【デジタル活用】

107 デジタル技術を活用した避難者支援の推進〔総務課〕

国や県の実証事業やマイナンバー等を活用した先行事例を踏まえ、県や県内市町村と連携して避難所運営や避難者情報管理のデジタル化を推進する。

108 デジタル技術を活用した被災者生活再建支援の推進〔総務課〕

AI技術、スマホドローン等のデジタル技術を活用した住家の被害認定調査について、国の取組みや先進事例を踏まえ、県と連携して被害認定調査の迅速化を図る。災害時に罹災証明書交付業務の効率化及び県・市町村による円滑な応援、並びに被災者台帳の作成・共有による被災者の生活再建を促進するため、被災者生活再建支援のデジタル化を推進する。

109 「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用〔総務課〕

国の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用して、備蓄物資の情報を国、県、市町村・避難所間で共有し、災害時に物資を円滑に供給でき

るよう、研修や訓練により操作方法の習熟を図る。

再掲069 県総合防災情報システム等の活用〔総務課〕

再掲070 ICT技術等を活用した防災対策の推進〔建設課〕

3 必要不可欠な行政機能を確保する

【行政機能/警察・消防】

110 災害対応に係る計画・マニュアル類の継続的な見直し、体制の整備〔各課〕

実災害や訓練を通じて得られた教訓に基づき、業務継続計画、避難所運営マニュアル策定指針などの災害対応に係る各種計画・マニュアル・ガイドライン類を継続的に見直し、危機管理体制を整備する。

111 災害対策本部員用食糧の計画的な備蓄〔総務課〕

市の防災・危機管理機能を維持するとともに、県内外被災自治体を支援する体制を整備するため、災害対策本部員用及び派遣職員用の食糧を計画的に備蓄する。

再掲006 庁舎及び市有施設における防災体制の整備〔総務課、財政課 新庁舎整備室〕

再掲074 行政機関間の応援協定、協力体制等の構築推進〔総務課〕

【情報通信】

112 通信手段の多重化・多様化〔総務課〕

既存の通信手段を維持管理し、災害時における通信手段を確保する。また、通信手段を多重化・多様化して災害対策本部の機能を維持するため、低軌道衛星通信サービスを活用し、大規模災害時に国、県、県内市町村、関係機関等との通信を確保する。

【リスクコミュニケーション】

再掲050 防災関係機関との相互協力〔総務課〕

再掲057 県、関係機関と連携した防災訓練の実施〔総務課〕

再掲058 総合防災訓練の実施〔総務課〕

再掲099 県・市町村による県内外被災自治体を支援する体制の整備〔総務課〕

【人材育成】

113 防災・危機管理人材の育成強化〔総務課〕

人口減少少子高齢化を背景とした防災危機管理人材が不足しているため、市の防災・危機管理機能を強化し、限られた人材でも最大限の対応が可能となるよう、各種研修、訓練、被災自治体への派遣を通じて防災・危機管理に関する業務経験を積み、災害対応力や調整力を有する専門人材を育成するとともに、分野横断的に指揮統制や調整ができる総合人材を育成する。

再掲059 職員全体の防災に関する基礎力の向上〔総務課〕

4 経済活動を機能不全に陥らせない

【防災教育】

再掲007 市民への啓発活動〔総務課〕

【住宅・都市】

再掲077 上水道施設の整備〔上下水道課〕

再掲078 上水道に関する危機管理対策マニュアルの策定〔上下水道課〕

【産業構造】

114 小規模企業の持続的発展の推進〔商工観光課〕

地域における多様な主体との連携・協働により、地域経済と地域コミュニティを支える小規模企業の持続的な発展を推進する。

115 中小・小規模企業の事業継続計画（BCP）策定支援の推進〔商工観光課〕

富山県小企業団体中央会が平成24年度に策定した中小企業組合のBCPのモデルプランに係る事例集等を活用し、中小企業への普及啓発を更に努めるとともに、商工会議所が行う多様なリスクに対応するBCPに関する研修会の開催等を支援する。

116 商工会議所の事業継続力強化支援の推進〔商工観光課〕

商工会議所と連携し、自然災害等に備える小規模事業者の体制や取組みの強化を図る。

117 中小・小規模企業に対する減災・防災対策のための設備投資の支援〔商工観光課〕

自然災害の発生に備え、災害の影響を軽減するための施設の整備・補強、資機材の導入等を行う中小企業者に対して長期かつ低利の融資や助成を行う。

118 本社機能及び事業拠点の誘致・企業立地〔商工観光課〕

地方創成とともに、国全体の強靱化に資する観点から、首都圏や関西圏、中京圏等に立地する企業の本社機能・事業拠点等を、本市へ誘致する取組みを進める。

【交通・物流】

再掲027 災害に強い道路ネットワークの整備〔建設課〕

再掲028 地震発生時に救援物資の輸送を担う緊急輸送道路等に架かる橋梁の耐震化〔建設課〕

- 再掲029 避難路等を確保するための取組みの推進〔建設課〕
- 再掲030 市街地等における道路の無電柱化の促進〔建設課、都市計画課〕
- 再掲031 都市の防災性の向上に寄与する都市基盤整備の推進〔都市計画課〕
- 再掲090 あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道の早期復旧等に向けた取組〔都市計画課〕

【農林水産】

119 食料の供給確保〔農林水産課〕

大規模災害発生時に、米穀、生鮮食品などの食料の迅速な調達及び供給を確保するため、J A、関係機関等との情報収集と連絡体制の整備に努める。

120 農地の災害対応力強化〔農林水産課〕

集中豪雨等による農作物の湛水被害を軽減するため、農業排水路の改良等を実施し、水害への対応力の強化を図る。また、地形的に厳しい条件下にある中山間地域の山腹水路において、土砂災害等を未然に防止するための整備を推進する。

121 農地の保全〔農林水産課〕

地すべり被害の発生が危惧される地域を対象に、計画的な防止区域の指定、地すべりの誘因となる地下水の排除、押え盛土や鋼管杭の施工など着実な地すべり対策事業並びに施設の長寿命化対策を実施し、農地等を保全する。

122 農業水利施設の計画的な整備〔農林水産課〕

食料の安定供給のほか、多面的機能の維持のため、施設の老朽化が進行する農業水利施設の計画的な整備を推進する。

123 農地・農業水利施設等の保全〔農林水産課〕

農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、日本型直接支払制度（地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動等の支援）の活用により、農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動の取組を推進する。

124 農道の保全対策〔農林水産課〕

大規模災害発生時の農産物の円滑な流通と安全な通行を確保するため、計画的な農道施設の保全対策を推進する。

125 園芸産地の事業継続強化対策の促進〔農林水産課〕

自然災害の発生に予め備え、災害に強い産地を形成するため、非常時の協力体制整備やハウスの補強防風ネットの設置等の取組を促進する。

126 緊急輸送道路を補完する林道の整備〔農林水産課〕

緊急輸送道路を補完（災害時に迂回路として活用）するため、魚津市森林整備計画の林道の開設及び拡張に関する計画に掲載されている福平東城線などの林道の整備を推進する。

127 自然公園等での自然環境の保全と安全利用の推進〔農林水産課〕

自然環境の持つ防災減災機能を維持するため、富山県自然公園条例に基づき、計画的に自然公園施設の整備に取り組む。

128 地域水産業の早期回復を図るための関係機関等との連携強化〔農林水産課〕

災害時において地域水産業が早期に回復できるよう速やかに対応できる体制の整備を図る。

129 鳥獣被害防止対策の推進〔農林水産課〕

野生鳥獣による農作物被害を防止し、耕作放棄地の増加を抑制するために、地域ぐるみによる①ヤブの刈払いや放任果樹の除去などの集落環境管理、②電気柵等の設置による侵入防止対策、③個体数を減らす捕獲対策を、一体的に実施することを推進する。

再掲035 農村地域の洪水防止機能の強化〔農林水産課〕

再掲036 ため池の整備〔農林水産課〕

再掲037 森林の適正管理と保全の推進〔農林水産課〕

再掲091 漁港施設の機能強化〔農林水産課〕

【国土保全】

再掲041 市街地等の浸水対策の推進〔建設課、上下水道課〕

再掲046 海岸保全施設の整備及び老朽化対策〔建設課〕

【環境】

130 高圧ガス防災・減災対策の推進〔総務課〕

高圧ガス取扱事業所に対し、大規模地震等の防災・減災対策に関する危害予防規程の整備や防災訓練の実施を促進する。また、住宅等に設置されるLPガス設備についても、地震・風水害時の容器転倒流出防止対策、安全機器設置等の対策を推進するようLPガス販売事業者及び関係団体に働きかける。

131 冬期間の地下水位低下対策の推進〔生活環境課〕

冬期間の降雪時、消雪設備が一斉稼働することによる井戸涸れ等の地下水障害を未然に防ぐため、大幅な地下水位低下時に地下水利用者に節水の呼びかけや地下水涵養事業を行い、水位の速やかな回復を図る。

132 水資源の有効利用〔農林水産課〕

異常渇水時において、関係水利者と相互に協議、調整を行い、必要な農業用水を確保するため、必要に応じ渇水対策連絡会を開催する。

【土地利用】

133 人口減少下における持続可能な農林業の推進〔農林水産課〕

地域計画に基づく農地の集約化と担い手の確保・育成、農地の大区画化やスマート農林業の推進などによる生産性向上、ウッド・チェンジの推進による県産材の需要拡大と森林資源の循環利用の推進等により、農地の維持及び森林の保全を図る。

【リスクコミュニケーション】

再掲050 防災関係機関との相互協力〔総務課〕

再掲058 総合防災訓練の実施〔総務課〕

【人材育成】

134 鳥獣管理担い手対策の推進〔農林水産課〕

鳥獣管理の実施体制の強化を図るため、新規狩猟者確保や狩猟者育成のための支援等を実施する。

【老朽化対策】

135 上水道施設の老朽化対策〔上下水道課〕

布設後40年以上を経過した上水道の基幹管路（導水管、送水管、配水管）については、安定供給を図る観点から、計画的かつ着実に管路の更新を進める。

再掲065 道路施設の老朽化対策〔建設課〕

再掲066 道路側溝の整備〔建設課〕

再掲067 道路舗装の整備〔建設課〕

再掲106 漁港施設の老朽化対策〔農林水産課〕

5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

【住宅・都市】

再掲077 上水道施設の整備〔上下水道課〕

再掲078 上水道に関する危機管理対策マニュアルの策定〔上下水道課〕

【エネルギー】

再掲087 再生可能エネルギーの活用〔生活環境課〕

再掲088 発災時における燃料供給体制の整備〔総務課〕

【情報通信】

136 災害時における通信手段の確保〔情報広報課〕

災害時に情報収集する通信手段として、公衆無線LAN整備を推進すると共に整備済みの公衆無線LAN活用されるよう適切に維持管理を行っていく。なお、大規模災害発生時には、容易に情報を収集できるよう公衆無線LANの無料開放を適切に運用する。

【交通・物流】

再掲027 災害に強い道路ネットワークの整備〔建設課〕

再掲028 地震発生時に救援物資の輸送を担う緊急輸送道路等に架かる橋梁の耐震化〔建設課〕

再掲029 避難路等を確保するための取組みの推進〔建設課〕

再掲030 市街地等における道路の無電柱化の促進〔建設課、都市計画課〕

再掲031 都市の防災性の向上に寄与する都市基盤整備の推進〔都市計画課〕

再掲090 あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道の早期復旧等に向けた取組〔都市計画課〕

【農林水産】

再掲091 漁港施設の機能強化〔農林水産課〕

【国土保全】

再掲041 市街地等の浸水対策の推進〔建設課、上下水道課〕

【環境】

再掲092 下水道施設の整備〔上下水道課〕

再掲093 下水道施設の地震対策〔上下水道課〕

再掲094 下水道BCPの策定〔上下水道課〕

再掲095 下水道計画区域外における合併処理浄化槽の設置〔上下水道課〕

再掲130 高圧ガス防災・減災対策の推進〔総務課〕

【リスクコミュニケーション】

再掲051 住民等への緊急情報伝達の強化〔総務課〕

再掲052 避難行動につながる取組の推進〔総務課、建設課〕

再掲054 外国人住民への防災情報の提供〔総務課〕

再掲055 外国人住民への支援〔地域協働課〕

【老朽化対策】

137 鉄道の老朽化対策・存続支援〔都市計画課〕

あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道においては、橋梁やトンネルなど重要インフラの老朽化が進み、安全運行に支障が生じる懸念があることから、特に対応が必要な事業を重点的に支援し、鉄道施設の予防的な老朽化対策を早急に進め、沿線市町と連携し、存続を支援する。

再掲065 道路施設の老朽化対策〔建設課〕

再掲066 道路側溝の整備〔建設課〕

再掲067 道路舗装の整備〔建設課〕

再掲105 下水道施設の老朽化対策〔上下水道課〕

再掲106 漁港施設の老朽化対策〔農林水産課〕

再掲135 上水道施設の老朽化対策〔上下水道課〕

【デジタル活用】

138 防災業務への電力データの利活用〔総務課〕

電気事業法第34条第1項に基づき提供される電力データは、重要施設（避難所、病院等）の運営支援、在・不在情報による救助支援や被災者特定などの防災業務に活用する。電力データを防災業務に活用するにあたり、活用事例を収集し、訓練を通じて情報提供要請の手順や電力データ集約システムの操作に習熟する。

再掲069 県総合防災情報システム等の活用〔総務課〕

6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

【行政機能/警察・消防】

139 県主催の土木に係る技術的支援〔建設課、都市計画課、上下水道課〕

社会資本の高齢化や人口減少・少子高齢化を背景に、建設業等の人材確保が課題となる中、技術職員の不足など維持管理に課題を抱えていることから、県主催の維持管理に係る技術研修や地域インフラ群再生戦略マネジメントに関する勉強会に市町村職員も参加する。

【防災教育】

再掲007 市民への啓発活動〔総務課〕

【住宅・都市】

140 文化財建造物の耐震化及び防火設備の充実〔生涯学習・スポーツ課〕

指定の文化財建造物の耐震化及び防火設備の充実を図り、貴重な文化財の損失防止に努める。

【産業構造】

141 被災企業に対する支援対策〔商工観光課〕

被害を受けた企業に対し、既往の中小企業高度化資金等の債務について、償還の猶予及び償還期間の延長の措置を講じるとともに、県等が事業の復旧に必要な資金の融資を行い、災害が経営に与える影響を軽減し、事業の安定を図る。

【交通・物流】

再掲027 災害に強い道路ネットワークの整備〔建設課〕

再掲028 地震発生時に救援物資の輸送を担う緊急輸送道路等に架かる橋梁の耐震化〔建設課〕

再掲029 避難路等を確保するための取組みの推進〔建設課〕

再掲030 市街地等における道路の無電柱化の促進〔建設課、都市計画課〕

再掲031 都市の防災性の向上に寄与する都市基盤整備の推進〔都市計画課〕

【国土保全】

再掲041 市街地等の浸水対策の推進〔建設課、上下水道課〕

【環境】

142 災害廃棄物対策の推進〔生活環境課〕

能登半島地震の経験、教訓を踏まえ、県、市町村における災害廃棄物対策の実効性の向上を図るため、災害廃棄物処理計画等の見直し、民間事業者との連携の促進及び災害廃棄物処理対策要員の育成を推進する。

【土地利用】

143 地籍調査の推進〔建設課〕

地籍調査の進捗率が10%（R7年度）と全国平均の53%を大きく下回っており、被災後の迅速な復旧・復興が可能となるよう、地籍調査を推進する。

【リスクコミュニケーション】

再掲047 自主防災組織の育成強化〔総務課〕

再掲048 地域防災力の基盤強化〔総務課〕

【人材育成】

144 医療・介護人材の育成〔健康センター、社会福祉課〕

災害時に、医療や介護に携わる人材の絶対的不足による被害の拡大を生じないよう、医師会、歯科医師会、看護協会、介護福祉士会などの関係機関と連携し、災害に備えた訓練の実施等により、医療・介護人材の災害対応力の強化を図る。

145 建設業の人材確保・育成〔建設課〕

人口減少・少子高齢化を背景に、建設業の人材確保が課題となっていることから、地域の復旧復興の中心となる建設業を担う人材の確保育成を図るため、建設業界団体と連携して、建設業の魅力を発信するとともに技術者等の育成を支援する。併せて、労働環境の整備や、工事施工時期の平準化などを通じて企業の収益性を上げるなど、将来に渡って希望と誇りの持てる建設業の確立を支援する。

再掲059 職員全体の防災に関する基礎力の向上〔総務課〕

再掲060 防災士等の育成〔総務課〕

再掲061 消防団員等の育成〔総務課〕

再掲062 女性消防団員等の確保〔総務課〕

再掲113 防災・危機管理人材の育成強化〔総務課〕

【官民連携】

146 災害ボランティア連携体制の構築〔総務課、地域協働課〕

災害中間支援組織の育成・強化を推進しながら、災害救援ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会やボランティア関係機関・団体等との具体

的な役割分担や連携体制、情報共有会議の整備など、研修や訓練を通じて災害ボランティア連携体制の構築を推進していく。また、災害ボランティアへの交通費等活動経費について支援し、被災者支援活動の活性化充実を図る。

再掲104 災害ケースマネジメント体制の構築〔総務課〕

【老朽化対策】

再掲065 道路施設の老朽化対策〔建設課〕

再掲066 道路側溝の整備〔建設課〕

再掲067 道路舗装の整備〔建設課〕

【デジタル活用】

再掲069 県総合防災情報システム等の活用〔総務課〕

再掲070 ICT技術等を活用した防災対策の推進〔建設課〕

再掲108 デジタル技術を活用した被災者生活再建支援の推進〔総務課〕

7 重要業績指標一覧表

指 標	現況値 (R6年度)	目標値 (R12年度)	事前に備えるべき目標					
			1 直接死防止	2 関連死防止	3 行政機能確保	4 経済活動の機能不全防止	5 インフラの早期復旧	6 復旧の条件整備
個人住宅の耐震化率 (住宅・土地統計調査)	82.0%	100.0%	○	○				
総合防災訓練の開催	年1回	年1回	○	○	○	○		
雨水幹線整備率	69.9%	70.9%	○	○		○	○	○
森林整備面積	121.7ha	157ha	○			○		
土砂災害警戒区域整備率	57.9%	60.3%	○					
各地区消防団の分団員充足率 (実績/定員)	85.0%	100.0%			○			
避難所運営計画作成済み 自主防災組織の割合	38.5%	100.0%		○				
緊急情報を正確・迅速に 伝達できる市民の割合	37.2%	100.0%	○	○			○	○
橋梁改修整備率	17.8%	39.3%	○	○			○	○
上水道基幹管路耐震化率	26.8%	45.9%		○	○	○	○	
ごみ排出量	11,339 t	10,611 t						○
資源化率	18.6%	20.0%						○
用途地域内地籍調査事業 の進捗率	38%	44%						○

第5章 計画の推進と見直し

1 推進方針の重点化

限られた資源で効率的・効果的に魚津市の強靱化を進めるには、推進方針の重点化を図る必要がある。

このため、脆弱性評価の結果を踏まえ、「魚津市の役割の大きさ」など下記の視点により総合的に勘案し、重点化すべき推進方針に係る19の「起きてはならない最悪の事態」を次表（ピンク着色）のとおり選定した。

【重点化の視点】

- ・魚津市の役割の大きさ
- ・影響の大きさ
- ・緊急度
- ・国全体の強靱化に対する貢献

2 国土強靱化推進のための施策とPDCAサイクル

魚津市の国土強靱化推進のための各般の施策を実施するとともに、毎年度、施策の進捗状況の把握等を行い、推進計画を見直すというPDCA（Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善））サイクルを回していくこととする。

ここで、施策の進捗状況を可能な限り定量的に把握できるよう、施策分野ごとに重要業績指標等の具体的な数値指標を設定するとともに、施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じてこれを継続的に見直すこととする。

3 計画の見直し

地域計画については、今後の社会経済情勢の変化や、国及び富山県の国土強靱化施策の推進状況などを考慮し、概ね5年ごとに計画の見直しを実施する。

ただし、計画期間中であっても、社会情勢が大きく変化した場合等には、必要に応じて弾力的に計画を見直すこととする。

重点化すべき推進方針に係る「起きてはならない最悪の事態」

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
I. 人命の保護が最大限図られる II. 魚津市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される III. 魚津市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧復興	1 あらゆる自然災害に対し直接死を最大限防ぐ	1-① 大規模地震に伴う住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-② 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-③ 広域にわたる大規模津波、高波（寄り回り波）による多数の死傷者の発生
		1-④ 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-⑤ 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ガムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
		1-⑥ 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより関連死を最大限防ぐ	2-① 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-② 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-③ 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-④ 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-⑤ 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-⑥ 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-⑦ 大規模な自然災害と感染症との同時発生
	3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-① 市の行政機能の機能不全
		3-② 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-① サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下
		4-② 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-③ 食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-④ 自然災害等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		4-⑤ 農地・森林や生態系等の被害に伴う市内の荒廃・多面的機能の低下
	5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-① テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-② 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-③ 石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-④ 上下水道施設の長期間にわたる機能停止
5-⑤ 市内の交通ネットワークの機能停止		
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-① 自然災害後の地域より良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態	
	6-② 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態	
	6-③ 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	
	6-④ 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	
	6-⑤ 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	